

会報

第98号

国立大学協会

昭和57年11月

(第32卷第4号 通卷第98号)

会報

第98号

II
月号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

●エッセー

海の小さな大学から	東京商船大学長 谷 初蔵	3
〈窓〉 ソーラーボンドの将来	東京工業大学教授 一色 尚次	21
日本植生誌の完成を旨ざして ——自然から学ぶ——	横浜国立大学教授 宮脇 昭	22

事業報告

●諸会議議事要録（7月～9月）

第1常置委員会（9.27）	9
第1常置委員会の当面する検討課題について 助手問題について	
メキシコ国大学学長招待準備委員会（8.23）	15
メキシコ国大学学長招待の準備計画について 外国学長招致事業のあり方について	
大学格差問題特別委員会（9.14）	18
委員会の名称変更について 委員会の構成メンバーについて	
●諸 会 合（昭和57年7月～9月末までの開催会議）	20

その他

学長等の異動	23
寄贈図書	24

海の小さな大学から

東京商船大学長 谷 初 蔵

*

毎年卒業生の多数を送りこんでいる日本海運業界が、ひところ長びく構造不況で求人数をめっきりへらしたことがあった。この徴候が見えはじめたのは70年代初めのことであるが、それが数年も続くと、平常は海のことなど忘れてかえりみないジャーナリズムがにわかに話題にして、商船大生の「海離れ」などと書きたてた。

この時期とほぼ同じころ商船大志願者が減少しはじめたのであるが、60年代の大学の急激な量的拡大の直後にはじまっている。海を志向していた青年達が、数少ない特殊なこの大学への競争を避けて新設の私学の方へ方向を変えるようになったのか、両親や先生の反対に易々として屈したのか、それとも不況の海運界におそれをなしたのか、いずれにせよ日本の青年の「海離れ」現象は否定できないようである。けれども、ジャーナリズムの話題は入学志願者の減少の問題ではなくて、卒業生の海上入職率とみにへったことを「海離れ」と宣伝したのであった。

入学した学生のなかで船舶職のコースを選択する者の数は昔に劣らず多くて、外航海運企業へ殺到するのも昔に変わらないのであるが、企業の求人数が低く抑えられているものだから如何ともし難い。国家試験の関門をパスしてせっかく手に入れた海技資格を持ちながら、不本意に陸上企業へ方向転換せざるをえぬ。「海離れさせられた」気の毒な有為の青年が数多くいる事情までは、皮相なジャーナリズムは認識できなかったらしい。

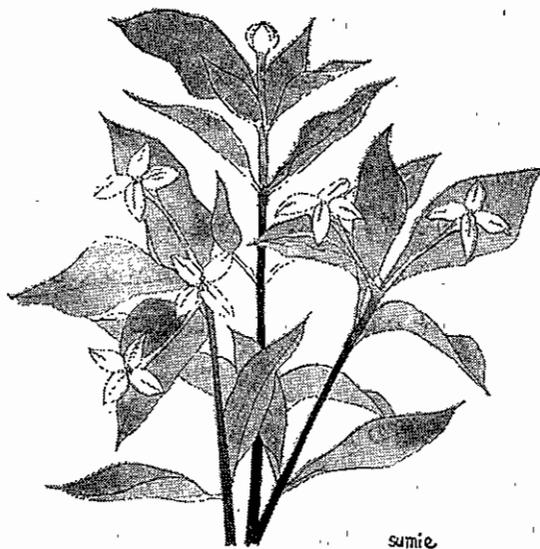
商船大の前身は旧制の高等商船学校であるが、船舶職員の養成が組織的に学校

教育としてスタートしたのは1875年（明治8年）であるから既に100年をこえた。このうち旧制時代約70年間は、船舶における幹部養成の職業教育機関であり、これと重ねて旧海軍の予備海軍将校養成をも兼ねていた。文部省に移管されたのは1925年（大正14年）のことで、それまでは逓信省の学校であった。こういう歴史がおのずから物語るように、すこぶる限定された職業教育、技能訓練を重視する特殊な教育の伝統が創られた。文部省に移管されてからは、近代教育思想の反映とでもいうのか、単に海運産業の要求に順応するのではなく、基礎教育の重視、幅広く知的側面の形成が重視されるようになったけれども、その職業の特殊性の故であろうか、伝統の束縛から脱け出ることは容易ではなかった。

話があまりに特殊部門の内部事情にわたって恐縮であるが、船舶職員を養成するという特殊な学校教育も、大学における職業教育のあり方の問題としてとらえると、いくつかの大学には共通の話題を提供できるかもしれない。

日本の船員行政は運輸省の仕事であるが、船員政策の一環として船員養成を行っている。つまり船員の養成は計画養成なのである。このなかで幹部たるべき船舶職員の新人だけは、主として商船大と商船高専の教育に依存する。この辺の関係は、医師にかかわる行政と医学教育の分離、司法行政と大学における法学教育の分離などと類似しているようにおもう。それぞれ行政と教育の間に、国家試験による入職資格制度がある点も相似であろう。

船舶職員養成では、運輸省が省令によって「船舶職員養成施設」なるものを指定できることになっていて、この指定を受ければ卒業生には国家試験についていくつかの特典が与えられるのである。商船大のその向きの学科はこの指定を受けているのであるが、そのかわり、教えなければならぬ学科目とその単位数が運輸省令による指定基準によってぴしっときめられる。このような制度が、医師国



家試験や司法試験にもあるかどうか知らぬが、これが大学のカリキュラムの支配的因子になりかねないところに一つの問題がある。問題と分ってはいっても、海技資格そのものの構造、要件、あるいは国際的性格など複雑な問題が絡むものだから、カリキュラムに与える望ましからざる影響を極力避ける工夫をするしかない。運輸省の指定を受けないで、大学は独自のカリキュラムで教育し、船舶職員志望者は独立に国家試験を受ければよい、ということも考えられるのであるが、海技資格制度では一定期間の乗船履歴を国家試験の受験資格に定めているので、大学

を卒えても受験資格がない。

それで、指定を受けている今の形態では、大学は学部在学中に通算6ヶ月学生を練習船に乗船させる。卒業後、大学に付置してある乗船実習科に進学させて、さらに6ヶ月練習船に乗船させる、という制度をとっているのである。この練習船実習1ケ年というのが指定養成施設の言わば特典なのであって、本来ならば4ケ年商船に乗った履歴を必要とするところを、大幅に短縮されているわけである。

もうひとつ付け加えておくと、この通算1年の乗船実習は運輸省の施設である航海訓練所に委託する仕組みになっていて、大学が直接行うのではない。大学が固有の大型実験実習船を持てば、教育の一貫性、整合性の上から申し分ないので

あるが、概算要求に盛ってみても今の制度では財政当局が承知してくれぬ。

ところで私は、大学における職業教育を当然の機能と前提して話してきたのであるが、大学人のなかには「ライセンス取得を目標とする自動車教習所のような教育は、大学のすべきことにあらず」と言う人もいるらしい。この種の教習所講習をもち出して、大学における職業教育を否定するのもしさか飛躍であるが、しかし職業教育には体系的な科学に基づく基礎的学習よりも、ややもすれば限定されたせまい技能訓練とか、すぐ役に立つ即戦力養成に早くからとりかかってしまうという危険があることへの警戒の言葉と受けとれば、たしかに傾聴に値するだろう。

一方ではまた、「農学栄えて農業減ぶ」といった類の批判があると聞いたことがある。農学が進歩し栄えれば当然農業も改良され発達する筈ではないかと、素人の私などは考えるのであるが、今日の大学の教育は専門的職業から遊離した空理空論にはして、教員ひとりが自己満足しているけれども、専門職業人となる大多数の学生にとっては退屈で、役に立たないという危険への警鐘だと受けとれば、なるほどそうかとおもうのである。

大学に於てはもっと職業教育に意を用うべきだとする主張と、いや職業教育を排除すべきだとする意見とは、それぞれ強調しないではおれぬ背景があるようだ。職業教育という言葉に拒否反応を示す大学人でも、専門教育と言えば気がすむらしいところがある。職業教育も専門教育も、概念としては互いに重なりあうところをもつから、議論の仕方によってはいつまでも空転して、不毛な結果に終る傾向があるようだ。それで、大学・アカデミズム・専門教育・職業教育の議論は、これからも新制大学の宿命であるかのごとく尽きないことだろう。なかでもその専門職へ入職するに、国家試験制度をくぐらなければならない分野では一層

だろう。医学教育と医師免許制度、法学教育と司法試験制度、教育学と教師養成など、門外漢ながら想像するに、大学教育として、それぞれの特殊性をもちつつ共通した問題点をも抱えているようにおもわれる。

話は変わるが、海運業界という社会は、技術革新の導入による近代化という点ではやや保守的なところがあって、オイルショック以後の不況から立ちなおろうと躍起になる過程で、ようやく数年前から官公労使のめずらしく協力的な近代化への努力がはじまったのである。むろん、こうした動きの底流は随分前からあった。

いまこの社会では、不況から立ちなおるという代りに、国際競争力の回復という言葉が同義語として常用されている。目は常に国際舞台に向いているわけである。もともと七つの海が活動の場であり、海運自由の原則があるので競争は激甚であり、国際競争力が弱ければ負けなのだ。然らば国際競争力とは何かということになるが、つまるところは運賃の価格競争力と、もうひとつは輸送の安全性の優位である。どうすれば価格競争力をつけ、安全性を優位ならしめうるかは単純な問題ではないけれども、確実に言える要因は、高性能の船と優秀な技術者の確保である。かくていま、科学技術の成果をフルに活用して、海陸一体化システムによる船の運航確立を旗印に、かたや造船界は一層付加価値高き近代化船舶の開発建造に、かたや海運界は近代化船に見合う海上就労体制の抜本的近代化に取り組みつつあるというわけである。これによって船が魅力ある職場になれば、「海離れ」した日本青年を再び海のロマンにひきつけることができるかもしれない。海の小さな大学も、こうした時代の渦に超然としているわけにはいかない。大学における正しい職業教育を大切にすることからである。

事業報告

諸会議議事要録

日時 昭和57年9月27日(月) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 前田委員長

黒田, 長谷, 山本, 谷, 藤巻, 川上, 館, 吉利,
川崎, 桐栄, 山田, 大藤, 添田, 前田(嘉),
福見, 石神各委員
下沢, 高田, 篠沢各専門委員

第1常置委員会

前田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から,新たに委員(教員)に就任された京都大学桐栄良三教授ならびに専門委員に就任された東京大学篠沢公平事務局長の紹介があり,ついで次のような報告があった。

前回(6月23日)の委員会において「科学技術振興調整費」の取扱いのことが話題となり,これについては「文部省からさらに詳細な説明を伺うことにしてはどうか」ということになったが,その後文部省の方でこの経費の扱いを改めたということも聞いているので,そのあたりのところをよく調べたのち,必要があれば次回に報告することにしたのでご了承願いたい。

【議事】

1. 第1常置委員会の当面する検討課題について

初めに委員長から次のように述べられた。

当委員会の当面する検討課題は,会報第95号(57年2月)の60ページの「(2)懸案事項について」の個所にまとめて掲載してあるが,それは次のとおりである。

①高等教育の整備計画について

②大学院ドクターコースの設置について

③教官の待遇改善について(特に助手問題について)

この問題は第6常置委員会の方にもかかわる問題であるが,本日は2.の議題としてお諮りすることにする。

④放送大学について

これについては,具体的に問題が出てくれば,当委員会としてはそれを取り上げて検討し,バックアップするという事になっているが,これの設置計画が多少遅れているという状況もあって,現在のところは放送大学の方からも,また関係大学の方からも特に問題の提起はない。この放送大学に関して現段階で考えられる問題点としては,用地の問題,図書館の問題,教官待遇の問題,教官の兼任の問題,講師の問題などの問題があるので,今後も進展の状況を注視することにした。

⑤高等学校学習指導要領改訂に伴う教養課程のカリキュラムについて

これについては,当委員会と第2常置委員会および教養課程に関する特別委員会の三者による合同小委員会で検討することになっている

が、現在のところ表面に出ている問題はない。

次に国立大学が当面している諸問題としては、

- ①人事の停滞と大学の活力の低下
 - ②講座制のメリット・デメリット
 - ③学際領域の開発・導入に対する諸障害
 - ④共通1次試験の導入に伴う大学間格差の問題
 - ⑤国際協力に関する障害となっている外国人の宿舎、事務機構の整備、長期の滞在・派遣に対する制度上の措置
- などの問題がある。

これらの問題のなかでも特に「助手に関する問題」については、53年頃にかかなりの時間をかけて精力的に議論されたがペンディングのままになっているので、本日はこれを二番目の議題としてご協議いただくことにしている。

なお、議事に入る前に、当委員会あてに幾つかの要望書が出ているので、それをご紹介します。

①一般教育等に関する要望について

(大分大学一般教育主事 竹屋 芳昭)

②社会科学系学部の充実に関する要望

大学院に関する要望

国費外国人留学生の選考および日本語教育に関する要望

(国立九大学法・経学部長会議)

③公開臨海実習に対する予算措置についての要望書

(国立15大学理学部長会議議長・愛媛大学理学部長 仙波 敬)

④大阪大学法学部における国際関係法コースの設置に関する要望

(大阪商工会議所他4団体)

⑥助手の大学院担当手当(修士課程)の支給

について

(国立農水産関係大学学部長協議会)

⑥人文系学部の大学院(修士課程)設置と拡充整備についての要望

(国立15大学人文系学部長会議代表
弘前大学人文学部長 秋月 観映)

⑦大学院博士課程の設置について

大学院修士課程の整備について

学生実地指導旅費の増額について

臨海・臨湖実験所の技官定員の確保並びに

単位互換の公開臨海実習の予算措置について

(国立7大学理学部長会議)

⑧第2次臨時行政調査会の「部会報告」に関する要望書

(全国大学院生協議会)

⑨予算の増額について

第6次定員削減に対する措置について

待遇改善について

汚水廃液処理施設要員の特殊勤務手当について

大学院博士課程の設置促進について

(第32回国立大学工学部長会議総会)

以上のような要望書の提出があった。なお、臨時行政調査会の状況は、最近は文教行政に対する新しい動きは見られない。しかし、今後その動向をみながら対応していくことにしたい。

2. 助手問題について

初めに委員長から、この問題の経緯について次のおり述べられた。

この問題の発端は、第6常置委員会において教官待遇改善の問題に関連して提起されたものである。第6常置委員会では昭和48年4月に

「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」をまとめたが、その待遇改善のための措置として①職階制の変更(簡素化)、②再任を認める任期制、③教授銓衡制度(再審査制)、の三つの柱を立て、そして①の職階制の変更については、現在の教授、助教授、講師を一本化して「教授」とし、助手のうち研究助手を「研究員」に名称を変更し、整理統合するという案を提唱している。しかし、この職階制の変更とか任期制の制定とかいう制度上の問題は第6常置委員会の守備範囲を越え第1常置委員会の担当する問題になるということで、この問題を第1常置委員会で検討したところ、その結果は、第6常置委員会の考える制度改革案には、「本委員会としては、現在はこの報告書(案)を実施するものとして打ち出す状況にないと判断する。」として、第6常置委員会に反対の結論になっている(会報第68号37ページ)。しかし、助手の待遇改善そのものに反対するものではないということで、昭和53年7月に第1常置と第6常置双方の委員からなる「助手問題に関する小委員会」を設け、この問題についての検討に入った。その議論の内容は配付の小委員会議事要録にあるとおりであるが、その際の第1常置委員会の結論は、「国大協としては現行の職階制をそのまま踏襲するという基本的な結論がでているので、前回の改善案を再度討議することには賛成できない。この小委員会は助手問題に限定して問題を解決していくべきである」という結論になった。第1常置委員会のこの結論の根拠になったものは、「国大協としては、現行の職階制を承認しこれを踏襲していくという基本姿勢があり、また現行制度を抜本的に改革するかどうかについては、相当長期にわたる検討を試みなければ結論がでるものではない」(53.9.

14)ということである。

それで本日は、この助手問題についてどのような取り組み方をすればよいかについて意見交換をお願いする。

以上をもって委員長の経過説明を終わり、ついで次のような意見交換が行われた。

- 医学部では、属人的にはあるが助手の講師振替えが認められた例がある。
- この助手問題はそのような解決の方向にもっていこうという考え方である。しかし、この考えは助手定員のうちの何パーセントかを講師定員の枠に替えるという考えであるから、その講師定員に欠員があれば、まだそれ程の研究能力もない助手までも講師にせよという要求がでてくるというように、別の弊害が伴うこともある。しかし、助手問題はそのまま放置しておくわけにはいかないので、この考えに立ってこれから第6常置委員会と合同の小委員会を再度設けて検討に入ることにはしたいというのであるが、この問題に対する第1常置委員会の基本的な考えは、現在の教授、助教授、助手という教官組織の職階制は改革せずに、振替えの認められる講師定員の枠内で、あくまでも属人的に助手の講師振替えをするというのが原則的な考えである。
- 北海道大学で数年前に行われた助手の講師振替えには、その前提として「大学院がきわめて手不足であるので、大学院の研究・教育の充実を図る必要がある」という切実な要望の理由があった。このことは第1常置委員会の考え方とほぼ一致しているのではないか。
- いま獣医学科の拡充整備が行われているが、これについてもやはり大学院の充実という理由で助手の講師振替えが認められてい

る。このように特別の理由がある場合には現在でも助手の講師振替えは認められる。

- 最近の要望書でみるかぎり、助手に関する問題が切実な状況になっている学部は農学部と理学部である。
- 自然系講座の教官組織は教授1，助教授1，助手2が建前であるが、最近では旧制からの大学の講座といえども1・1・1である。それで、この助手を講師に振替えてしまっただけでよいものかどうか、全体的に長い目でみれば教官構成の老齢化現象に拍車をかける心配がある。この点はデメリットになる。若手の助手が教官組織のなかにいることも教育・研究には大切なことである。助手の待遇をよくすることと、その称号を社会的に尊敬を受けるものに変えるということの二つが、助手の待遇改善だといわれるのであろうが、助手の講師振替えにはデメリットもあることも考えのなかにおかなければならない。近年助手を置かないで発足したある大学が、最近になって助手の必要性を切実に要求しているが、これは何を物語っているのであろうか。
- 助手の講師振替えについて、「助手は古くなれば講師にすればよい」というように安易な考えになると弊害も起きることは否めない。
- 去る6月総会において研究技術専門官制度の要望が再確認されたが、これは60年度の公務員制度改革に向けてまとめられたものである。これによって技術系助手の待遇改善はある程度は解決されることになるので、この際研究助手についても制度的にある程度の優遇措置を講ずるべきではないか。
- 助手問題の扱い方について第1常置委員会が「現行制度の改変は取り上げない」という

ことになったのは次のような経緯からである。第6常置委員会では、教官の待遇改善に関連して教授、助教授、講師、助手という従来の職階制を改めないかぎり待遇改善はできないということで制度改革の問題を提起したが、第1常置委員会としてはその提案は本末転倒であると考えた。職階制というものは待遇改善のために変えられるというものではなく、職階制それ自体に内在する本来的なものから改革の必要があるかどうかを考えていかなければならない性質のものである。それで、現在の段階では現行制度を改める必要はないということになった。しかし、助手に関しては、ある程度の制度的な改革までも否定するという趣旨ではなかった。その後、研究技術専門官の問題が提起されてきたが、これも助手問題にかかわりのある一つの制度改革であって、そこでは助手の職務内容が多様にわたっているのも、その多様性に関連して研究技術専門官を新たに設け、実験助手、教務職員の一部をそれに移行させるという構想であった。そして残ったのが純粹の「研究助手」であって、それへの対応として第6常置委員会から助手の3等級格付けの問題が提起され、この問題に本格的に取り組んでみてはどうかということになった。このように助手問題の取扱いにはいろいろ経緯があるが、この問題をいま取り上げて検討に入るかどうかは別としても、この問題を考えること自体は、制度は改めないという第1常置委員会の従来の考え方に矛盾するものではないと思う。

- 助手問題に関しては、将来の問題と当面の問題とがある。将来の問題に関してはいずれ時間をかけて別に取り組まなければならないが、現在のところは助手問題に絡ませて職階

を変える必要はないと思う。そうかといって助手をいまのまま放置しておくわけにはいかない。第1常置委員会のこれまでの結論はこのようなことになっている。ただ当面の問題として助手の待遇改善をどうすればよいかということで、助手定員のうち10～30パーセント（この数字がどこからでたのかわからない）を講師定員に振替えることについて、第6常置委員会と合同で検討することにしてはどうかということである。しかし、この振替え枠は制度として設けるということではない。各学部がその必要に応じて概算要求に乗せて出せば、その範囲内で振替えが認められる途を開いておくということである。

- 振替え枠の30パーセントという数字は、「国立大学における助手の任用ならびに職務実態に関する調査報告書」（昭53.5 第6常置委員会）の54ページにあるように、講義、演習、実験の補助に従事している助手の割合がほぼ30パーセントであるので、この数字が目安になった。それから第6常置委員会から出された「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書」（昭48.7）には、職階制の変更とともに教官の任期制、再審査制という問題が前面に出ていた。その問題は第1常置委員会としては到底了解されるものではなかった。

概ね以上のような意見交換があって本議題についての協議を終わった。

3. その他

（1）夜間短期大学の改革の推進について

これに関し、初めに徳島大学添田学長（国立短期大学協会会長）から、資料（国立短期大学協会要望書）をもとに、おおよそ次のとおり説

明があった。

夜間短期大学は最近、社会生涯教育という国の教育政策の観点からその必要性が強調されており、また「高等教育の計画的整備について」（54年12月、大学設置審議会大学設置計画分科会）においても、短期大学から大学への編入学の途を拡大するため、大学にそのための編入学定員枠を設けるなどの措置を進められるべきである、としている。したがって、この夜間短期大学の改革の推進についてご協力をいただきたいというのがこの要望の基本的趣旨である。現在も夜間短期大学3年を終えれば大学（4年制）の3年に編入が認められてはいる。しかし、それでは勤労学生は職業を放棄せざるをえなくなり、就学の途が閉ざされることになる。それで、これら短期大学3年を卒業した者が、勤務を続けながら大学学部の3年に編入できる途を考えてもらいたいということであって、国大協第1常置委員会に対しては、併設短期大学を持つ大学が高等教育制度の弾力化の趣旨に即して積極的な対応をするよう応援されることを要望するものである。

以上の説明に関し次のような質疑応答が交された。

- 現在も制度的には、短期大学（3年）を終えた者は大学（4年制）3年に編入できる制度があるのではないか。
- この要望は、昼間の大学（4年制）3年に編入し、夜間専門課程を設けてもらいたいということである。
- 夜間の短大は3年制、大学は5年制であって、昼間の大学は4年制である。それで1年の食い違いがあるが、昼間の学部の3年に編

入した場合、この1年の食い違いはどういうふうにかえるのか。

- その点については、現在も幾つかの大学にみられるように昼夜開講のかたちの専門課程を設けてもらうということである。これには教官のオーバーロードという問題もあるが、短大の教官がその責を負うからこの制度を実現してほしいということである。
- そうすると、この要望は現に短大を持つ大学の要望ということであろうか。
- 「高等教育の計画的整備について」においては、短大から学部への編入は「積極的に実施されることを期待する」と述べているが、夜間短大あるいは勤労学生のための編入については触れてはいない。それで、広く社会人についても高等教育制度の弾力化を図ってもらいたいということになった。
- この要望の骨子は専門課程だけの学部を設けようというのであろうが、その点については現行法制上無理がある。学校教育法第54条で「大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる。」とあり、第55条で大学（昼間）の修業年限は4年を前提としているので、法改正の必要がある。
- これは理想としては立派であるが、現実としては勤めながら大学生活をするということは、どちらも中途半端になる。できればその職場で専門課程の2年間だけ休業を認めてもらうことが最も望ましいかたちである。修士課程においては1年間で所定の単位をとって、2年目は指導教官の指導を受けながら職場において修士論文のまとめをすることが制度として認められている。

以上をもって質疑応答を終わり、この問題に

ついて本日のところは国立短大協会から「夜間短期大学の改革の推進」について、協力方の要望の提起があったことを了承するにとどめておくこととし、今後国大協として協力できることについては、第1常置委員会で取り上げて検討し協力していくことになった。

(2) 「大学格差問題」の扱いについて

この問題について、初めに委員長から次のように述べられた。

従来、格差是正に関する問題を扱ってきた大学格差問題特別委員会は、名実とも「大学院問題特別委員会」に改まり、大学院問題に専念することになった。したがって、これからの大学格差問題は常置委員会がその窓口として取り扱うことになる。もともと格差是正に関する問題は常置委員会が担当していた問題であった。しかし、第1常置委員会の担当事項は多方面に及んでいるので、この格差問題は分離し、新たに特別委員会（大学格差問題特別委員会）を設けて審議することになったという過去の経緯がある。ところが、このたびその大学格差問題特別委員会が大学院問題特別委員会に替ったので、今後は格差是正に関する問題は受け入れるところがなくなるという結果になる。それでその処置についてご審議願うわけであるが、まず大学格差問題特別委員会におけるおおよその審議経過を大藤委員（大学格差問題特別委員会委員）から説明願うことにしたい。

ついで大藤委員より次のような説明があった。

去る9月14日に大学格差問題特別委員会が開催され、「委員会の名称について」を議題にして熱心な協議が行われた。ところで、この特別委員会がこれまで扱ってきた格差是正の問題の

なかで、いまだに未解決のままになっている最大の問題は大学院問題であって、これからはこの大学院問題に集中的に取り組まなければならないということで、委員会の名称も「大学院問題特別委員会」に改称することになった。しかし、大学格差問題特別委員会はこれを機会に解散し新たに大学院問題特別委員会に改組することではなく、大学格差問題特別委員会の精神はそのまま残すということである。これについては、それならば委員会の名称は大学格差問題「等」特別委員会にしてはどうかという意見も出たが、特別委員会は、ある特定の問題に限定されなければならないし、とにかく当面は大学院問題に専念するのであるから、「等」を外して「大学院問題特別委員会」と改称することになった。そして、今後は大学院にかかわる格差問題は大学院問題特別委員会が扱い、その

他の格差に関する問題は第1常置委員会がその窓口になって受け入れ、問題の内容によってそれぞれの委員会に回付することにすればよいのではないかという話になった。また、大学院問題特別委員会はこれまでの経緯から自然発生的に生れたのであるから、大学格差問題特別委員会の委員はそのまま大学院問題特別委員会の委員に移行することになる。ただし、大学院問題は旧帝大、旧6官大、その他の大学の三つのグループによってそれぞれ異なる問題があるから、飯島（名古屋）、宮沢（一橋大）、加藤（静岡大）、長谷部（小樽商科大）の各学長をそれぞれ新たに委員に委嘱して委員会の組織の充実を図ることになった。

以上をもって本日の会議を終了した。

メキシコ国大学学長 招待準備委員会

日 時 昭和57年8月23日(月) 13:30~15:00
場 所 国立大学協会会議室
出席者 平野委員長
西川、福田(代:遠藤)、鈴木、沢田(代:勝見)、
石神各委員
但馬専門委員
(オブザーバー) 宮内東京大学国際主幹
(文部省) 渡辺国際教育文化課専門員

平野委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、昭和57年度の外国学長招致事業計画に基づき来る10月に来日されるメキシコ国大学学長の受入れの具体的計画についてご協議いただきたくためお集まりいただいた。

なお、本準備委員会の専門委員として、例年のとおり東京大学事務局の但馬事務官を委嘱したいので、よろしくご了承願いたい。

【議 事】

1. メキシコ国大学学長招待の準備計画について

(1) 経過報告について

初めに渡辺国際教育文化課専門員より次のように報告があった。

今回メキシコから来日する学長の氏名・経歴とその大学の概要に関する資料を過般の第5常置委員会(57.6.23)の際にお配りしたが、その資料にはホルヘ・エンリケ・サンブラノ・ピ

ージャ学長を「グアダハラ自治大学長」と記載していたが、これは「グアダハラ大学長」の誤りであるので、その後これを訂正して関係方面にお伝えした。

ついで国大協事務局の竹下次長より、その後の事務的な経過について次のように報告があった。

過般の第5常置委員会の際、来日学長の氏名の紹介があったが、その後国際教育文化課からメキシコ側に対し来日日程の照会をしたところ、10月13日から同月26日までの2週間とする旨回答が寄せられた。これを受けて同課では、第5常置委員会の意向を勘案して「滞日日程」の原案を作成し、これの検討方を第5常置委員長に依頼された。委員長は、この日程案を第5常置委員会の各委員に送付して意見照会をされ、その結果を基に原案の一部手直しをして成案が決定された。

それで事務局では、早速これの実施に向けての作業にかかり、まずこの「滞日日程案」に指定されている各訪問大学・機関に対し了解を求めるとともに、この日程案の具体的計画を検討する「招待準備委員会」の設置手続きを進め、本日の委員会開催に至った次第である。

(2) 各訪問大学における招待計画について

訪問の日程順に、各訪問大学の関係者より配付資料を基に招待計画の具体的内容についてそれぞれ説明が行われた。

なおその際、今回来日の3学長は英語を解しないためスペイン語の通訳を必要とするとのことから、これに関して若干論議があったが、この問題の処置については後程協議することとした。

(3) 全日程の調整について

竹下事務局次長より、配付資料「メキシコ国

大学学長招待日程(案)」と「配車分担表(案)」に基づき、招待計画の全体の関連と、来日学長一行の移動時の乗用車の配車分担について説明があり、またこれに関連して、10月25日午前の「希望訪問」の時間は、メキシコ大使館からの申し入れにより、同大使館訪問に当てることにした旨の報告があり、いずれも了承された。

なお、本日配付の上記資料には若干不備な点があったので、本日の協議を基にこれを補完のうえ後日各委員に送付することとした。

(4) 検討・確認しておくべき事項について
招待計画実施上取り決めておくべき事項について別紙記載の20項目について協議し、以下のことを確認、了承した。

- 10月13日の成田到着時の出迎えは文部省関係官が当たることにし、国大協としては西川第5常置委員長がホテルニューオータニにおいて迎撃することとした。また、10月26日の帰国時の見送りは文部省関係官が当たることとした。
- 来日学長一行の随員（地方巡行の際の付添い）と案内（在京時の付添い）については、今回スペイン語を話せる者が必要という事情があるため、個々の訪問先の実情（スペイン語の通訳者の有無）を勘案しつつ、通訳者の随伴計画を文部省、国大協、東京大学の三者で打合せることとした。
- 乗車券、航空券の入手手配は文部省が行う。ホテルの予約も同様文部省が行う。
- 休日や「自由行動」の際には付添いを付けることは考慮しない。
- 10月25日の国大協主催の懇談会には、在京（東京近辺を含む）の国立大学長にも案内を出すことにする。また、同日の国大協主催のパーティには在京メキシコ留学生を招待す

る。なお、上記懇談会およびパーティの際の通訳は国際交流サービス協会の方に依頼する。

- 来日学長に対する在日メキシコ大使館の招待は、10月25日の11時より13時30分までの予定である。
- 国大協主催の懇談会の際に来日学長から訪問視察の印象を話して貰うよう、予め伝えておくことにする。
- 来日学長の滞在費は、ホテル代を差し引いた残額を本人に渡し、その中から私的な食費交通費等を支払うことになる（航空券、公的交通費等は別途）。
- 来日学長滞在中の関係事務の連絡窓口は文部省国際教育文化課とする。
- 各訪問大学からの寄贈資料は、各大学から直接本国宛に郵送することとする。
- 各訪問大学は招待の実施状況をまとめて国大協事務局に報告する。その作成要領は後日事務局より各大学に送付する。なお、大学以外の訪問機関からも、できれば報告書を提出して貰うことにする。これらの報告書の全体のまとめは西川第5常置委員長が担当する。
- できれば、来日学長に日本訪問の印象を綴って貰うことにする。

2. 外国学長招致事業のあり方について

このことについて西川第5常置委員長より次のように述べられた。

この外国学長招致事業は昭和49年以降毎年続けて実施されてきたが、今後これを一層効果的に運営することについて、過般の第5常置委員会で協議した。その際、この学長の国際交流事業は、わが方が受け入れるだけで先方からの招

待がないが、これを相互に招待し合う形にするのが望ましいのではないかとの意見があった。他の機関ではそのような形で国際交流を行っている所もあるので、そのような方向に持ていけないものであろうか。それから、この招待事業は今後いつまで続けることになるのであろうか。

以上の提言に対し次のような意見交換があった。

- この招致事業によって招待した外国学長は、各大学や諸施設等を訪問視察されて、日本の大学の研究・教育や、学術・文化に対し非常に関心を深めているようなので、この外国学長の招致は有益な事業と思われる。折角このための予算も計上されているので、今後も継続していくのが望ましいと考える。
- この外国学長招致事業の予算はどのような費目から支出されているのであろうか。
- 学者専門家招致の予算（18名分）の中に含まれているものである。
- この招致事業においてこれまで、先方からの招待があったのはオーストラリアとタイの場合だけであって相互交流のケースは少ないが、各国それぞれの事情があり、返礼の招待をこちらから要請するというわけにもいかない。
- この招致事業は一度中断するとあとが難しくなるので、継続して実施することとし、これをより効果的にするため第5常置委員会でさらに前向きに検討することにしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

大学格差問題特別委員会

日時 昭和57年9月14日(火) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 金子委員長
小野, 須甲, 野村, 猪, 大藤, 坂上各委員
下沢, 遠藤, 田中各専門委員

金子委員長主宰のもとに開会。

議事に入るに先立ち委員長から、新たに就任された田中穉生専門委員(金沢大学事務局長)の紹介があった。

【議事】

1. 委員会の名称変更について

このことについて委員長から次のような提言があった。

当委員会がこれまでに行ってきた検討事項を整理してみると、当面審議の対象とされている問題は「大学格差」の問題というよりは、むしろ「大学院に関する問題」の方が主要テーマとされているように思われる。以上の経緯からしてこの際、当委員会の現在の名称「大学格差問題特別委員会」を今後「大学院問題特別委員会」と改めることにしてはどうかと考える。また、それに伴い、当委員会の構成メンバーの補充も行ってはどうかと思うのでご審議をお願いしたい。

委員長の以上の提言について、次のような意見の交換が行われた。

○ 「格差問題」という各称には何となく暗いイメージがある。そこで、これを「大学院問題」という名称に改めてはどうかという考え方には賛成である。しかし、「大学院問題」という名称が本委員の名称として果して適切であるかどうかということになると若干疑問

もないではない。しかし、本委員会の検討の中心課題が大学院問題となっている現状を考えれば、やはり「大学院問題」というように絞って名称を改める方がよいかもしれない。

- 「大学院問題特別委員会」ということになると大学院問題を専門に検討する委員会のようになり、大学が抱えている幾多の格差の問題を検討する場がなくなるように思われる。そこで、例えば「大学院問題等」というようにしてはどうであろうか。
- 「大学院問題等」ということになると、特別委員会の性格からは、少しはずれるのではないかと考えられる。特別委員会の性格は、はっきりしたポイントが謳っている問題に即して特別に審議するというものであるように思う。
- 今後大学院問題を主として検討していくということであれば、当委員会の現在のメンバーでよいのかどうかという問題があるように思う。現在の本委員会委員の所属大学で博士課程までを有している大学は少ないように思うので、この際委員の補充を行う必要がある。
- 構成メンバーのことを考える前に、今後当委員会が大学院問題についてどのようなことを検討していけばよいかということを先ず整理してみる必要がある。その場合、次の二つの場合が考えられる。
 - ①内容的には格差は正問題と繋がりのある大

学院問題について考える。

②格差是正の問題には全然触れずに、大学院問題だけを考える。

以上の二通りの考え方があると思うが、その辺の問題を現在の委員会で決めておく必要があるのではないか。

概ね以上のような意見が交されたのち、委員会の構成メンバーに関する論議に移った。

2. 委員会の構成メンバーについて

当委員会の今後のメンバーの構成について、下次専門委員より次のような提案があった。

当委員会の現在のメンバーの構成を大学の歴史的設置から区分してみると、次のようである。

(大学区分)	(委員所属の大学数)
旧帝大	1
旧官大	4
新設大	6

そこで、これを大学区分に比例して委員数を割り出せば、次のようである。

旧帝大 (一橋大, 東工大を含む)	3
旧官大	4
新設大	8
その他 (単科大学)	0

ついで、委員会の構成メンバーに関し次のような意見の交換があった。

○ これまでの話では、当委員会の名称変更に伴い構成メンバーを補充し、審議内容も大学院問題を検討するということにしようということのようであるが、大学院問題を検討していけば格差問題は殆ど解決するのではないかという考え方は一応理解できる。また、現状では格差問題だけを取り上げて論じていても

成果は挙がらないと思うので、大学院問題に絞って今後検討するというのでよいのではないかと思う。

○ 今回の委員会の名称変更ならびに委員補充の問題が提起された背景には、当委員会での大学格差問題の検討が詰まるところ大学院整備の問題に帰着するという審議の経過というものがある。そこでこの際、委員会の名称を変更し、委員も新たに補充してバランスをとり、今後は大学院問題に焦点を絞って検討していくことにしたいと思うわけである。

○ 大学格差問題特別委員会がそのまま大学院問題特別委員会に移行するということについては理解できたが、大学間における格差問題というのは、大学院の拡充整備の問題だけに限られたものではない。格差問題が今後も新しい問題として出てくる可能性は十分にある。例えば、情報システムの整備などに関連し、今後大学間の格差が生じてくるというようなことも考えられる。そのような意味では格差問題特別委員会を残しておく必要があるのではないかと考えられる。例えば、各大学から格差問題について問題提起があった場合、それをいつでも受け入れるという場所が必要なのではなからうか。

○ そのような格差の問題については、今後は第1常置委員会が窓口となって対応するようにすればよいのではないか。

○ 現実としては、いま大学間の格差是正について緊急に対処しなければならないという問題に直面しているようにも思われぬ。そこで、差し当っては大学院問題に専念して検討しておれば、現在大学が抱えているという格差に繋がる諸問題もある程度解消することになるのではなからうか。

概ね以上のような意見の交換があり、本委員会の名称変更ならびにこれに伴う委員の補充の件についてはこれを了承した。

なお、新しい委員の選出については、協議の

結果、委員長一任ということになった。

以上をもって本日の議事を終了した。

諸 会 合

(昭和57年7月～8月)

- | | | |
|---------|-------|-------------------|
| 7.16(金) | 14:00 | 共通入試に関する懇談会 |
| 7.19(月) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 7.20(火) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 8.23(月) | 13:30 | メキシコ国大学学長招待準備委員会 |
| 8.30(月) | 13:30 | 第4常置委員会打合せ |
| 9. 6(月) | 10:30 | 教養課程に関する特別委員会打合せ |
| 9.10(金) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 9.14(火) | 13:30 | 大学格差問題特別委員会 |
| 9.16(木) | 14:00 | 共通入試に関する懇談会 |
| 9.17(金) | 13:30 | 第3常置委員会小委員会 |
| 9.27(月) | 13:00 | 第1常置委員会 |
| 9.29(水) | 13:30 | 第6常置委員会大学財政小委員会 |

ソーラーポンドの将来

東京工業大学工学部教授

一色 尚次

*

私が初めて見た発電用ソーラーポンドは、硫酸銅を溶かしたような深い青緑色に輝くイスラエルの死海のほりであった。南西側には、旧約聖書の記述さながらの塩の柱があちこちに突き出る高さ500mもの荒涼とした無毛の断崖がそびえ、北側には舟ひとつ、魚ひとつ見えない死海が、これも白波のような塩の結晶を散在させながら、はるかヨルダンの山の方へ伸びている。しかし、ここは雲ひとつなく、太陽はさんさんとふりそそいで、死

海の塩水と僅かなかん水井戸水（ブラキッシュ・ウォーター）とで作った80メートル角のソーラーポンドの上下の温度差は60度となり、昼夜連続で80kW、最大150kWの発電に成功していた。

そもそも地球上、暑い所は日照エネルギー、寒い所は寒冷エネルギー、海洋には海洋エネルギー、都市には排熱エネルギーと、天はすべての人類に平等にエネルギーを与えているはずであるというのが私の信念であるが、このソーラーポンドを見て、まさに地の果てにも天の恵みは下っているという実感を深めたものである。

その後2年半、我々は東京の地に小さなソーラーポンドの実験を続けてきた。死海に比べて東京の日照は小さく、大気温度も低く、また風も強く、有塩であっても日照だけでは15度の上下温度差はなかなか無理である。

そのため、我々は日照に加えるに北側に反射鏡を置き、また別屋根上に通常ソーラーコレクターを置いて有効日照受熱量を約2倍に増大し、まず無塩にて、ようやく昼夜連続で外気と20度ないし30度の温度差を実現しようとしている。

東京でのソーラーポンドはこのような状況で、とても発電用にすぐ使用できるものではない。しかし、色々工夫をこらせば外気との温度差が30度ないし35度となるのは可能と思われ、これも私の夢である「逆ストーブ」の開発に大きな力を果すものとなるであろう。すなわち、ソーラーポンドを中間温度熱源として、大気温度との間にフロンエンジンを設ければ、大気温度が低くなればなるほど、フロンエンジンはよく働き、それで駆動されるヒートポンプでソーラーポンドの熱を室内へ汲み上げれば、石油も電力も全く必要とせず、深夜気温が低くなるほど「逆に」部屋が温まるという「逆ストーブ」が実現できることとなる。ソーラーポンドへ託す夢は大きい。

日本植生誌の完成を

目指して

—自然から学ぶ—

横浜国立大学
環境科学研究センター教授
宮脇 昭

*

自然とくに生物的自然は、人の顔や指紋ほど多様である。植物的自然でも、同じ森や草原にみえても調査してみると決して全く同じものはない。路上の雑草群落でも人の踏み方によって実に微妙に変化している。したがって、机の上で予測して現場に出て調べると大抵自然はちがった姿を示す。

—昨年81歳で他界された恩師のR・チュクセン教授（当時西ドイツ国立植生園研究所長）は、1958年9月末に2年間の予定で招かれてはじめてドイツを訪れた私を翌日から野外調査に連れ出した。すでに冷たい秋風の吹

く、どんより曇った北西ドイツのリュネブルグ、ハイデやハルツのブナ林などで連日植生調査と深夜までのディスカッションに明け暮れた。私の、文献を調べたり、実験室でも少し“科学的な研究”をしたいという当時の精一杯の抗議に同教授は「本を読むな、本は誰かの書いたものの書き写しだ。人の話を聞くな。誰かの話のまた聞きだ。野外こそ壮大な実験場だ。まず自然がやっている本物の実験結果を現場で目で見、手で触れ、臭いをかぎながら正しく読みとる力をつけよ」と強く教えられた。

以来今日まで日本列島各地をくまなく足でかせいで、緑の自然が行っている実験結果を読みとりながら夢中で四半世紀が過ぎた。幸い病気をすることもなく、毎年240日以上を野外で過して、1980年から10年計画で『日本植生誌』全10巻（至文堂刊）の完成を目指している。すでに「屋久島」、「九州」、「四国」を出版し、明年3月第4巻「中国」が世に出るはずである。日本植生誌は各巻500頁で、未発表のオリジナルな植生調査資料を中心に、植生の戸籍簿としての詳細な群落組成表や生態学的な診断図、緑の環境創造の処方箋としても有用な現存および潜在自然植生図などの膨大な現代の日本の植生の地球的視野での総合ドキュメントである。幸い文部省の刊行助成金の援助によって困難な欧文混りの『日本植生誌』も順調に進み、欧米の著名な学術雑誌にも高く評価された。何よりも嬉しいことは、スマートな科学・技術とは分析・計量化がすべてのように誤解されかねない今日なお、初めたった一人で行っていた地味な植生学の研究に若い研究者が集ってくるようになったことである。

現在、日本の植生研究の一応の目途がつき、並行して1980年から文部省や学術振興会の援助で東南アジアの植生調査を進めている。日々新しい自然の実験結果を腰まで泥水に浸って確めながら……。 (1982年10月19日南タイ、パンガベイのマングローブ現地調査途上記す)

そ の 他

学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
山 形 大 学	広根徳太郎	久佐 守
茨 城 大 学	菊池 哲彦 (事務取扱)	黒木剛司郎
大分医科大学	中塚 正行	中村 家政 (事務取扱)

○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第3常置委員会	広根徳太郎 (山形大学)	世良晃志郎 (宇都宮大学)
図書館特別委員会	広根徳太郎 (山形大学)	松山 公一 (熊本大学)

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
大学格差問題特別委員会	丸山 健 (静岡大学)	加藤 一夫 (静岡大学)

○ 委員の委嘱

(委員会)	
大学格差問題特別委員会	長谷部亮一 (小樽商科大学)
同	宮沢 健一 (一橋大学)
同	飯島 宗一 (名古屋大学)

寄贈図書

教育と情報 57年9月号(文部省)

大学と学生 57年9月号(文部省)

I D E 57年9-10月号(民主教育協会)

みんぱく 57年9月号(国立民族学博物館)

アジアの友 57年7月号(アジア学生文化協会)

高知大学三十年史

大阪教育大学教育研究所報 昭和56年度

東海大学紀要 学生生活研究所第12輯

教育工学研究所研究報告 第10号, (別冊)学生の授業に対する実態調査(東海大学)

会報 第46号(大学基準協会)

学生健康保険組合実態報告書 昭和56年度(山梨大学)

昭和57年度公立大学実態調査表について(公立大学協会)

昭和57年度学校基本調査速報(文部省)

大学入学者選抜に関する研究調査 共通第1次試験受験者の体験とその見解(私学教育研究所)

入学者選抜方法研究委員会報告書(京都工芸繊維大学)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （補導）
 - 第4 “ （学生の厚生）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学格差問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会（会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員）。その下に，大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会（国大協会会長ほか5学長，文部事務次官ほか4局・課長）

編集後記

- * 寒暖こもごも訪れる中に秋も次第に深まってまいりました。恒例の秋の総会も間近に迫り、事務局も多忙な季節を迎えております。
- * 今回の「特別寄稿」には谷東京商船大学長の“海の小さな大学から”を掲載することができ、また「窓欄」には、一色東京工業大学教授の“ソーラーポンドの将来”および宮脇横浜国立大学教授の“『日本植生誌』の完成を目ざして”の二つの短篇をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった諸先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。
- * 向寒の折柄、各位の一層のご自愛をお祈り申し上げます。(R)

組板の音ことごとと秋の暮

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和57年11月13日 印刷
昭和57年11月16日 発行 (非売品)

会

報 第98号

(第32巻第4号 通巻第98号)

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 聯文唱堂